

平成27年度入札契約制度の改正について（補足説明）

平成27年1月28日

平成26年12月19日に公表した平成27年度入札契約制度の改正について、以下のとおり補足説明します。

第1 社会保険等未加入対策

平成27年4月1日以降に公告する建設工事の契約において、元請業者が社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結することを原則禁止する契約規定に違反した場合は、指名停止及び制裁金請求にあわせて、当該工事に係る工事成績評定の減点を行います。

※制裁金請求については、平成27年10月から実施予定で変更ありません。

第2 建設コンサルタント業務等関係

1 土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務において、平成27年4月1日以降に契約を締結する業務等から、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げを行うこととされていますが、基準価格の設定方法について、以下の2点を追加します。

ア. 土木関係建設コンサルタント業務で、積算に技術経費を用いる場合の設定方法

最低制限価格（低入札価格調査基準価格）

＝直接人件費＋直接経費＋（技術経費×6／10）＋（諸経費×6／10）

イ. 補償関係コンサルタント業務で、積算に技術経費を用いる場合の設定方法

最低制限価格（低入札価格調査基準価格）

＝直接人件費＋直接経費＋（技術経費×6／10）＋（諸経費×6／10）

なお、1つの業務が複数の業種区分からなる場合は、それぞれの業種区分で算出した額の合算額を最低制限価格及び低入札価格調査基準価格とします。

2 平成27年4月1日以降に契約を締結する業務において入札参加制限の対象となった者が参加できない入札は、低入札価格調査対象業務（許容価格2,500万円以上）に係る入札に限ります。最低制限価格制度対象業務（許容価格2,500万円未満）に係る入札は含みません。

問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局監理課	Tel (086) 803-1195
	Fax (086) 803-1764
	E-mail: kanri@city.okayama.jp